

## 目次

C -CV-2nd-★控訴状	2
----------------	---

# 控訴状

令和 2 年 1 月 22 日

東京高等裁判所 御中

## 控訴人（原告）

住所（送達場所） 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業  
氏名 今井豊（昭和 36 年 3 月 9 日生） 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

## 被控訴人（被告）

名称 日本郵便株式会社 所在地 〒100-8792 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号  
代表取締役 米澤友宏 東京都目黒区大橋二丁目 2 番 3-904 号フォルスコート目黒大橋  
慰謝料請求控訴事件

訴訟物の価額 10 万円

貼用印紙額 1,500 円

上記当事者間の、前橋地方裁判所 令和元年（ワ）第 258 号 慰謝料請求事件について、令和 2 年 1 月 16 日に言い渡された下記判決は、いずれも全部不服であるから控訴する。

## 第 1 原判決の表示

### 主文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は、原告の負担とする。

## 第 2 控訴の趣旨

- 原判決を取り消す。
- 被控訴人は、控訴人に対し、10 万円を支払え。
- 訴訟費用は、第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

## 第 3 控訴の理由

### 虚偽表示（公序良俗違反）無効

原判決は、「よって、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する」と判示しています。

しかしながら、この判決は、後述の通り、私の、理由の有る当り前の訴えを、経験則違反に因る論理則違反によって、実質的に、根拠無く、無視しており、司法権濫用による司法拒絶であり、公序良俗違反です。

したがって、原判決は誤った認定に基づくものであるから、取り消されるべきです。

## 第 4 控訴の理由の説明（第一審判決の不当性）

被告や警察の不当性を、ほぼそのまま、第一審が繰り返しています。

要するに、極めて片手落ちな理由であることから、実質的に理由が無く、司法権濫用による司法拒絶であり、公序良俗違反であり、裁判を受ける権利等の侵害です。

## 第5 控訴の理由の詳細(第一審の瑕疵の摘示)

後述の8つを始めとする、当たり前の蓋然性と、その相互関連性を無視しています。

判決書は、4つの不法行為と理由との対応関係が不明確ですが、総じて、否定する合理的根拠になっておらず、また、私が示した確率数字に、数字で反論しておりません。

### 1 私の記憶の信憑性(不法行為1と2、判決書7頁下段)

屋内侵入時は、25度の焼酎のお湯割り(10倍稀釀)をコーヒーカップで3杯ほど飲んだ状態でしたが、そもそも私の日常習慣として、就寝までには延べ10杯ほど飲んでおり、それでも、前日の記憶を失った経験など、一度も有りません。

言うまでもなく、その経験則を前提に、訴えているのです。(信義則違反?)

また、たとえ私が全てを忘れているとしても、それによって否定できるのは1だけです。

反論「第3 当裁判所の判断1 斎藤配達員による住居侵入、脅迫及び偽造について」

(判決書7頁上段)「私に覚えがないからこれらを主張する」旨や、(判決書8頁上段)「私に覚えがないというだけでは、侵入したとまでは認められるものではない」旨のくだりは、私の訴えの擦り替えです。

私は常に、相互関連性によって、総合的蓋然性を訴求していたのであり、記憶が無いことだけで主張したことは有りません。

私の忘却だと断定する根拠も、サイトウの供述が虚偽ではないとする根拠も有りません。

**★理由に合理性が有りません(経験則違反による事実誤認)**

### 2 自分の筆跡の経験則の否定(不法行為2、判決書8頁中段) 核心

(令和元年10月21日準備書面(2))第4 原告の立替による筆跡鑑定の申立を取下げます  
偽造は確信しておりますが、私の場合は、公正な筆跡鑑定が期待できません(包囲網の場合)。

偽造が発覚し難いように、本物に似せて書くのは当たり前であり、おそらくは、それ以前の私の受取サインを見ながら偽造したはずですし、私のサインをそのまま贋写するような最新技術も有ると思われますが、いずれにしろ、インクの成分の違いだけは、ごまかせません。

ですから、判決書8頁のように、筆順やバランスが似ているのは当たり前ですが、それよりも崩し方の特徴は、以下の通り、全く似ていません。

第一に、井の字の右側の縦棒まで、左に曲がることは有りません。

第二に、豊の字の、豆の字の上の横棒は、こんなに短く書きません。

バランスは悪いですが、私は上の横棒が下の横棒より長くなることが多いです。

第三に、豆の字の、口は、こんなに横幅を狭く書きません。

第四に、豆の字の、右下の点が、一旦右上に向かった後、引き返しており、書き損じです。

自分の名前を書き損じるはずがありません。

以上の特徴からも、これは、絶対に私の筆跡ではありません。

自筆の経験則は立証不要であり、また、当り前に筆跡鑑定を行わなかった沼田警察署の責任であり、また、裁判官の心証だけで否定すべきものではないと思いますし、何よりも、被告の抗弁事実の立証責任でもあります。

サイトウの供述が虚偽ではないという証拠も、全く示されていないのですから、抗弁事実の立証責任として、本件配達証の受取サインの筆跡鑑定を行おうとしないのはなぜですか？

また、他の私のサインを全て開示させて、筆跡の比較検証をしなかったのは、なぜですか？

また、この心証の基礎とした、宣誓書及び出頭カードを開示願います。

**★理由に合理性が有りません(経験則違反による事実誤認)**

### 3 インクの色の相違(不法行為1と2、判決書9頁上段) 核心

コタツの上のボールペンを使って書いたのが本当であるなら、青で書かれているはずの受取サインが、黒だったから、サイトウの供述は虚偽に違ひなく、同時に、全く別のペンで書かれていることが強く推定されますが、いずれもインクの成分分析でしか確定できません。

**★反論**「今となっては、本件受取サインが黒色インクによるものか、青色インクによるものかを客観的に明らかにすることはできない」旨について、

20180214に被告が沼田署に提出した写し(被告の令和元年9月10日付準備書面(1)5頁)は、カラーコピーだと思われますから、被告の抗弁事実の立証責任ないし裁判所の事案解明責任として、当り前に、取り寄せて確認しなかったのは、なぜですか？

**★★反論**「原告本人尋問の結果によれば、(中略)三色ボールペンは、いずれの色のインクも使用できる状態であったと認められるから、(中略)との解釈の余地が無いことは、私の訴えから明らかですから、これは著しい事実誤認、ないし訴えの擦り替えです。

あるいは、黒で書いた後、芯を変えたことを私が忘れているという意味でしょうか？

(原告の平成31年5月23日付 訴状7頁)

「2 インクの色がサイトウの供述と違っていた事」、「青色がセットされていました」

(原告の令和元年10月21日付 準備書面(2))

「2 インクの色が供述と違うこと★ (蓋然性99%)」、「青になっていました」

これら表現の意味は、「青色の芯が押されて突き出た状態」、つまり、「そのまま書けば、青で書かれる状態」を指すことは言うまでも無く、それ以外の解釈の余地は、在り得ません。更には、事案解明の関心は、初めから当り前に、被告に向くべき話ですから、この本人尋問は、原告の上げ足を取る為だったと思われ、その目的ないし必要性は、極めて不審です。

**★★★(経験則違反、ないし倒錯による事実誤認)**

### 4 群馬県警沼田署が、当り前の検査を怠ったこと(不法行為1と2) ★偶発性無

日本の警察に相当するような、市民の保護ないし安全確保を職責とする組織は世界中に在ると思いますが、本件のように、その警察組織が、市民からの被害の訴えを、理由も示さずに無視することが、許されるはずがありません(予見可能性に基く結果回避義務違反)。

また、郵便局に当る機関も世界普遍的であり、可能性としては、世界中で常に起こり得るケースですから、これが違法でなければ、基本的人権に大穴が空き、世界秩序が混乱します。当り前の検査によって確定したはずの事項は、本件配達証の受取サインの①筆跡が違うこと、②インクの成分が、三色ボールペンのいずれとも違うこと、③指紋が無いこと、です。

サイトウの供述が虚偽でないことも、本件配達証しか証明できません。

このように、当り前の検査を怠る道理は無く、組織的隠蔽としか説明が付きません。

**★不法行為への加担(共謀)を示す主要事実ですが、判定していません(判定渋れ)。**

## 5 被告が二度も証拠を隠滅したこと(不法行為4) 核心 ★偶発性無

これら2つの不審な行動の相互関連性や動機を総合すれば、サイトウの犯行の隠蔽の意図としか説明が付きませんから、これらから遡って犯行を確信できます。

これらは言わば、隠蔽の擬制自白であり、巨大な尻尾であり、動かぬ証拠です。

### 1 本件配達証原本の廃棄(判決書9頁上段) ★(偶発性1/100000000)

(令和元年10月21日準備書面(2))第1 被告が当該配達証を廃棄したことは証拠隠滅です沼田署の隠蔽によって、この廃棄が惹起されたことは、言うまでもありません。

沼田郵便局の被疑者不詳2は、2018年5月始め頃、保存年限の1年経過を理由に、当該配達証を廃棄しました(当該訴訟の20191015期日調書)。

しかしこれは、私が20170407に、群馬県警沼田署に通報した際に、本件の一連の犯行を同署に訴えていたことや、被告の令和元年9月10日付第1準備書面5頁(4)によれば、本件について、20180207に、同署から沼田郵便局に「検査関係事項照会書」が提出され、それに対し、20180214付で、月夜野郵便局名義の回答書を提出し、合わせて当該配達証の写しも提出した、と書かれているので、同社はこの照会書を通じて、私の訴えの概要を知っていたはずであることから、当該配達証の受取サインが唯一の決定的証拠となることは、予見可能性として明らかですから、通常の取扱に則り、1年の保存年限で廃棄してしまうことなど、在り得ません。

つまりこれは、既述の通り、沼田郵便局サイトウが、20170405夜、私の自宅で行った住居侵入罪や、その直後に同局で行った私文書偽造罪、が罰金以上の刑に当る疑いが強いことを承知の上で、同人への処罰を免れさせる為に、その証拠を隠滅せんとする意図に相違無く、もって、被疑者不詳2は、サイトウの刑事事件に関する証拠を隠滅しました。

また、同社の取扱として、一年保存としていることは、不法行為や、刑法罪の時効に3年が多いことに鑑みて、そもそも不充分であり、同社の規定自体の瑕疵であると考えます。

**★★この証拠隠滅について判定していません(判定渋れ)。**

### 2 被告が、黙って当該配達証のカラーコピーを閲覧させたこと(欺罔)(判決書6頁上段)

**★★★(偶発性ゼロ)**

被告の令和元年9月10日付の第1準備書面5頁(2)によれば、「2017年4月7日前中、原告が沼田郵便局に来局し、本件配達証の閲覧を要求したことから、窓口担当者は、原告に

本件配達証(写)を閲覧させた。」とありますが、私が要求したのは原紙の閲覧であり、それは話の流れとして、当り前です。

オオフジが嘘を吐いてまで、わざわざ出向かせた私に、黙って、原本ではなく、カラーコピーを差し出す意図は、当り前に、欺罔としか説明は付きません。

更に、欺罔する理由は、当り前に、証拠力を損ねる意図としか説明は付きません。

沼田郵便局の被疑者不詳1に対し、証拠隠滅罪（刑法第百四条）、私文書偽造罪および偽造私文書行使罪（刑法第百五十九条）

2017年4月7日午前中、沼田郵便局1階において、窓口担当者の被疑者不詳1は、私が本件配達証の原本の閲覧を要求したのに、無断で、カラーコピーを閲覧させました。

これは、既述の通り、20170405夜に、サイトウが、私の自宅で行った住居侵入罪や、その隠蔽の為に、直後に、沼田郵便局で行った私文書偽造罪、を承知の上で、同人への処罰を免れさせる為に、その証拠を偽造（カラーコピー）して、本件配達証の受取サインの筆跡の特徴を希薄化させた上で行使して（私に閲覧させ）、受取サインの偽造に気付き難くする、証拠隠滅の意図に相違無く、もって、サイトウの刑事事件に関する証拠である本件配達証（サイトウが偽造した私の署名）を使用して、事実証明に関する文書である本件配達証のカラーコピーを更に偽造することにより、証拠隠滅するとともに、それを原本に見せかけて私に閲覧させることにより、自ら偽造した私文書を行使しました。

このように、証拠隠滅の為の偽造と行使であり、牽連犯の関係に当ると考えます。

なお甲3号書証は、このカラーコピーの白黒コピーです。

★★★この欺罔ないし証拠隠滅について、判定していません（判定渋れ）。

## 6 サイトウの氏名を教えなかったこと（隠避、不法行為3と4、判決書9頁下段）

（令和元年9月12日付 準備書面（1）より） 不法行為3と4について

まず、サイトウ配達員の氏名の不開示は無条件に信義則違反です。

なぜなら、配達員は皆、漢字氏名と顔写真入りの名札（社員証？）を首からぶら下げています。公開している情報を、訊ねても答えない道理は有りません。

第一に、経験則違反による論理則違反であり、理由を告知しない不当な受付拒否です。

第二に、信義則違反であり、人格権（平等権等）の侵害であり、公序良俗違反です。

★これらへの判定が渋っていますから、不法行為3と4の判定には理由が有りません。

## 7 ゆうパックが在った位置の不審（経験則）（判定渋れ）

すくにも土間に転げ落ちそうな場所に荷物を置いたまま、寝転ぶはずがないこと。

もし仮に、私が全てを忘れているとしても、このような習慣は、漏らさないものです。

## 8 不在時連絡票が、そのまま残っていたこと（経験則）（判定渋れ）

再配達後は直ぐにその場で破棄する習慣の不在時連絡票が、そのまま残っていたこと。

もし仮に、私が全てを忘れているとしても、このような習慣は、漏らさないものです。

## 第6 第一审判決の不当性の総括

### 1 私の当り前の訴えを無視する合理的根拠を示しておりません

要するに、故意に認めない(隠蔽)のであり、実質的に理由が有りません。

当り前の違法性(故意の疑い)を感じないから事件性を感じない、事件性を感じないから職責違反にもならないので、抗弁する必要も無い、という論理構造です。

これは、最大の判断要素(犯罪性)の根拠無き欠落という、本来は論理則違反の問題を、経験則違反に因って、その判断を回避しており、経験則違反に因る論理則違反と言えます。

しかし、たとえ違法性無だとしても、理由を示さなければ、当り前に、論理則違反です。

### 2 原告の訴えを正確に記録しないと、裁判の適正が確保できません

この判決は、原告の訴えの無視だけでなく、捏造もあるので、裁判記録としても不備です。少なくとも、事件性の焦点が正確に記録されていません。

裁判所は代表的な国家権力機関ですから、常に当然に、適正性が要請されているはずです。また、裁判を受ける権利というのは、公正な裁判によって、終局的に紛争の解決を図ること、ひいては社会正義を実現すること、が前提目的のはずですし、その中には、受けた判決の正当性が世に示されること(一般人の監視下に置くこと)も含まれているはずです。

しかるに、現行制度が、判決書の事案の概要ないし原告の主張を、ありのままではなく、裁判長の心証で記述していることは、本件のように、訴えの偽装による隠蔽の温床となる惧れが在り、その場合には、原告の真の訴えが闇に葬られ、その判決の正当性が世に示されない為、裁判の適正が確保できないことから、既述の通り、原告の権利の侵害に当ると考えます。

第7 当該事件の概要と焦点 20170405 20時頃、月夜野郵便局サイトウは、私が、自宅の玄関を入ってすぐの縁端で居眠り中に、脅迫の意図を持って、無断で屋内に侵入し、顔の横に、再配達物を置き去りました。

また、この犯行を隠蔽する為に、当該配達証の私の受取サインを偽造しました。

後述の通り、自分の筆跡の経験則だけで90.00%以上、それにインクの色が供述と違うことを考え合わせると、100.00%犯行が確信でき、そこから、私が虚偽告訴罪を背負ってまで嘘をつく可能性1.00%と、忘却の可能性1.00%を差し引いても、98.00%が偽造なのです。

サイトウの供述には経験則など在りませんし、犯人が否認するのは当り前です。

この受取サインの偽造から、私が居眠り中でサインが貰えなかったこと、つまり無意識下の屋内侵入が当り前に推定され、更に、起こさなかった理由は、無言の威力脅迫の意図としか説明が付きません。

#### 1 私に一切の記憶が無いことは、本件配達事実が無いことを示唆(経験則)

私は25度の焼酎のお湯割り(10倍稀釀)をコーヒーカップで3杯ほど飲んだ状態でしたが、そもそも日常習慣として、就寝までには延べ10杯ほど飲んでおり、それでも、前日の記憶を失った経験など、過去に一度も有りません。

この経験則を前提として訴えているのは、言うまでもありません。

## 2 受取サインが、私の筆跡ではないこと(経験則) 核心

私の筆跡ではありません。 自分の筆跡の経験則は、格段に信憑性が高いものです。

## 3 インクの色が、サイトウの供述と違ったこと 核心

翌日 20170406 午前中の、サイトウからのコールバックでの弁によると、私が、玄関で、当該配達証を受け取って、コタツの上のボールペンで、本人の私が自分でサインした、と供述しましたが、この通話の途中でコタツの上を確認したところ、サインに使えるペンは三色ボールペンしか無く、その三色ボールペンには青色がセットされていました。

つまり、コタツの上のボールペンを使って書いたのが本当であるなら、青で書かれているはずの受取サインが、黒だったから、サイトウの供述は虚偽に違いない、ということです。同時に、この三色ボールペンの黒インクとも違う、全く別のペンで書かれていることが強く推定されますが、いずれもインクの成分分析でしか確定できません。

もちろん、私には使った記憶など有りませんし、そもそもこれは滅多に使いません。

また、どの配達業者も、自らペンを差し出してサインを求めているのが現状(経験則)です。この時点で、当たり前に、サイン偽造と屋内侵入を直感した私は、直後に沼田署に通報し、現場検証を手配し、その上で、沼田郵便局オオフジに、当該配達証の私宅への即時持参を要請したのですが、「一旦回収した物は、絶対に、局外には持ち出せない」と断られました。やむなく、20170407 の午前中に、私が沼田郵便局に出向いて、当該配達証を確認したところ、受取サインは、黒色のインクで書かれており、私の筆跡とも違いました。

この時点で、サイトウの一連の本件犯行、特にサイン偽造を、当たり前に、確信しました。すぐに沼田署に通報し、5人にこれらを訴えたのに、その後、根拠無く、無視しました。

## 4 当該配達証に私の指紋が無いこと(触ってないこと)

## 5 ゆうパックが在った位置が不審(経験則)

すくにも土間に転げ落ちそうな場所に荷物を置いたまま、寝転ぶはずがないこと。

## 6 不在時連絡票が、そのまま残っていたこと(経験則) (甲 2 号書証)

再配達後は直ぐにその場で破棄する習慣の不在時連絡票が、そのまま残っていました。

## 7 群馬県警沼田署が、当たり前の検査を怠ったこと 偶発性無 既述の通り

## 8 被告の二度の証拠隠滅行動 偶発性無 既述の通り 核心

# 第8 貴所による破棄自判を希望します

# 第9 附属書類 控訴状副本

以上